



NEWS RELEASE

2009年11月30日

【モニタリングレポート】

地域金融機関平成 19 年 12 月 CLO

信託受益権 優先受益権 : A A A

メザニン受益権 : A A

格付投資情報センター(R&I)は上記の信託受益権のモニタリングレポートを公表しました。

【コメント】

発行日(2007年12月26日)から2009年9月24日までの期間(計算期間)における裏付資産の累積デフォルト率は約2.54%である。計算期間末日時点で長期延滞が3件、延滞が1件発生している。長期延滞債権および延滞債権をデフォルト債権に含めた場合の累積デフォルト率は約4.55%となる見通しである。

一方、信託留保金を含めたR&I想定実質劣後比率は、優先受益権で約21%、メザニン受益権で約18%である。

これらを踏まえて、最大債務者のデフォルトに対する耐久度などを考慮し、優先受益権、メザニン受益権の格付を維持した。

【格付対象】

信託の名称	地域金融機関平成 19 年 12 月 CLO		
金額	優先受益権	5,395,000,000 円 (当初: 8,300,000,000 円)	
	メザニン受益権	221,000,000 円 (当初: 340,000,000 円)	
委託者	日本政策金融公庫		
オリジネーター	愛媛銀行、日本政策金融公庫		
受託者	みずほ信託銀行		
信託受益権販売業者	日興シティグループ証券		
裏付資産	地域金融機関平成 19 年 12 月 CLO のオリジネーターが募集した 中小企業向け貸付債権		
信託設定日	2007 年 12 月 26 日		
予定最終償還日	2013 年 1 月 15 日		
法定最終償還日	2014 年 1 月 15 日		
償還方法	コントロールド・アモチゼーション (優先受益権、メザニン受益権の割合に応じたプロラタ償還)		
信用補完	優先劣後構造		
	現在の格付	発行時の格付	個別信用補完
優先受益権	A A A	A A A	メザニン受益権、シニア劣後受益権、 ジュニア劣後受益権(劣後比率約 17.5%)
メザニン受益権	A A	A A	シニア劣後受益権、ジュニア劣後受益権 (劣後比率約 14.1%)
備考	格付は、法定最終償還日までに優先受益権、メザニン受益権の元本が 全額支払われ、期日通りに配当される可能性を評価している。		

お問い合わせ先 **格付投資情報センター** インベスターズ・サービス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL.03-3276-3511 FAX.03-3276-3413 <http://www.r-i.co.jp> E-mail infodept@r-i.co.jp

信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等の支払いの確実性(信用力)に対するR&Iの意見の表明であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、信用リスク以外のリスクにつき意見を表明するものではなく、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、信用格付に際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、信用格付(変更・取り下げ等を含む)に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。信用格付は、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき<http://www.r-i.co.jp/jpn/policy.html>をご覧ください。

©Rating and Investment Information, Inc.

【モニタリングのポイント】

本件の信託は、元本と配当の受け取りの順に優先受益権、メザニン受益権、シニア劣後受益権およびジュニア劣後受益権を設定している。各受益権について、それよりも元本の受け取り順位が低い受益権の元本金額合計が信用補完となっている。ジュニア劣後受益権は、各参加金融機関が募集した債権プールに対応している。本件では2つの参加金融機関が貸付債権の募集を行い、それぞれの参加金融機関に対応した2つのジュニア劣後受益権を設定している。各ジュニア劣後受益権は、対応する参加金融機関が譲渡した貸付債権の損失のみを負担し、他の参加金融機関が譲渡した貸付債権の損失を負担することはない。優先受益権、メザニン受益権およびシニア劣後受益権は、各ジュニア劣後受益権の元本金額を超える損失を貸付債権を譲渡した参加金融機関によらず負担する。

モニタリングにあたっては、損失額に加え、その損失の分布（どの参加金融機関のプールの損失なのか）に着目し、各受益権の格付が妥当なものであるかどうかを確認している。

【経過と見通し】

発行日から計算期間末日までにデフォルト債権が7件、計算期間末日時点で長期延滞が3件、延滞債権が1件発生しており、これらの延滞は解消されていない。

一方、信託留保金を含めた実質信用補完額の水準は相応にある。

これらを踏まえて、最大債務者のデフォルトに対する耐久度などを考慮し、優先受益権、メザニン受益権の格付を維持した。

なお、一部金融機関のデフォルト発生債権の累計額が、当該金融機関のジュニア劣後金額を超過しており、シニア劣後受益権償還停止トリガー事由に該当し、2009年4月15日以降シニア劣後受益権元本償還と配当金支払いが停止している。

裏付資産の状況は以下のとおりである。

	2007/12/26	2009/9/24
債権元本残高	9,920,000,000 円	6,286,200,000 円
元本残高率	100%	63.37%
延滞債権元本金額	0 円	35,000,000 円
延滞率	0%	0.56%
長期延滞債権元本金額	0 円	164,000,000 円
長期延滞率	0%	2.61%
累積デフォルト債権元本金額	0 円	252,450,000 円
累積デフォルト率	0%	2.54%
債務者数	241 社	233 社

元本残高率：計算期間末日の元本残高／当初債権元本残高

延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月未満の延滞である債権の元本金額

延滞率：計算期間末日の延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

長期延滞債権元本金額：計算期間末日時点で3カ月以上延滞である債権の元本金額

長期延滞率：計算期間末日の長期延滞債権元本金額／計算期間末日の債権元本残高

累積デフォルト債権元本金額：計算期間末日時点のデフォルト債権の累計元本金額

累積デフォルト率：計算期間末日の累積デフォルト債権元本金額／当初債権元本残高

デフォルト債権：デフォルト債権は以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の当然喪失事由」に該当する事由が生じたもの
- ②原債務者に金銭消費貸借契約に定める「期限の利益の請求喪失事由」に該当する事由が生じ、かつ請求通知により期限の利益を喪失したものの